

平成30年 5月30日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26285008

研究課題名(和文) 世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察

研究課題名(英文) Consideration on the Tensions between the Justice between Generations and Democracy

研究代表者

毛利 透 (Mori, Toru)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：60219962

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,600,000円

研究成果の概要(和文)：まず、ジョン・ロールズの正義論において世代間正義の占める意義を検討した。世代間正義の観点から、市民的不服従の許容性について格別の考慮が求められることになるとの指摘は、世代間正義と民主主義の関係を考えるうえで、大変示唆的である。世代間正義の観点から代表民主政に制度的変革を迫るべきかどうかという重大な問題については、ドイツでの議論を参考にして詳しく考察を行った。この結果、制度的改革で政治に長期的視点を導入するという試みには大きな難点があるといわざるを得ないことが分かった。さらに、財政赤字の限界を憲法上定めるといった手法にも、実効性に加えてその政策的有用性について疑問が残ることが分かった。

研究成果の概要(英文)：At first, we have analysed the meaning of the justice between generations in the theory of John Rawls. We have given attention especially to his assertion that the civil disobedience should be permitted more generously when a project is criticized because it might injure future generations seriously. We have researched intensively if and how we should reform today's system of representative democracy to secure the justice between generations, especially by referring to the German literature. We have found that it is very difficult to introduce the longterm perspective to the people by institutional reforms of the political regime. We doubt also if the introduction of the limit of the fiscal deficit to the Constitution could function well.

研究分野：憲法学

キーワード：世代間正義 民主主義 憲法 財政法 社会保障法

## 1. 研究開始当初の背景

近年、日本の政治において「まだ生まれていない者」の利益を考慮することが、規範的に求められるのではないかと、という意識が高まっている。この危機意識は、特に近年の財政赤字の悪化による国債残高の急増により、顕在化した。今日の政治的決定に参加するのは現存している成人だけであるが、その決定により将来世代が膨大な負担を背負い込むことになるとしたら、その世代からは実質的な政策判断の余地が大きく奪われることになってしまう。これは、世代間をまたぐ視野から見れば、不公正な行為と言わざるを得ないのではないかと。

さらに、東日本大震災によって引き起こされた福島原発の事故は、ある時点での政策決定が、何世代にもわたってきわめて甚大な被害を与える事故を引き起こしうることを示した。原発建設の是非をめぐる規範的な議論の一つとして、そもそもこのような巨大なリスクを保有した施設の建設を、現存世代だけの判断で実施してよいのか、という問題が生じざるを得ない。しかし、もちろん大きなリスクを有する施設はまったく建てられないという結論も妥当とはいえない。では、世代間正義の観点をふまえてできるだけ適切な判断を行うためには、どのような要素を考慮に入れる必要があるのか。また、そのことを制度的に保障するためには、現在の政治制度を改革する必要があるのだろうか。

このような問題意識に基づく研究が、公法学において十分になされてきたとは言えない状況であった。

## 2. 研究の目的

研究代表者毛利は、従来の規範的民主政論（毛利透『民主政の規範理論』（2002）など）を拡大させる形で、上記の問題関心を抱き、2012年9月には、ドイツで行われた法学分野の学際的国際シンポジウム „Rechtsprobleme alternder Gesellschaften“（「高齢化社会の法問題」）に参加し、 „Grenzen der Demokratie aus der Sicht der Generationengerechtigkeit“（「世代間正義の観点から見た民主政の限界」）と題する報告を行った。この報告は、幸い参加者の間に理論的な討論を誘発し、この問題について研究を進めることの意義を再確認することができた。これを受けて、世代間正義と民主主義の関係が内包する理論的問題について、共同研究により、より包括的に検討を加えることを目的として、本共同研究が組織された。

具体的には、(1) 国家共同体において求められる世代間正義の理論的基礎づけ、(2) そのような世代間正義の観点から、現在の民主的政治体制にいかなる制度的あるいは運用上の改善が図られるべきか、(3) 世代間正義の観点から特に問題となる、持続可能な社会保障と財政のあり方について、法的観点

からの指針を得ること、を目的とした。

## 3. 研究の方法

本研究は、憲法研究者6名の共同研究であるが、その中に憲法・国家論の基礎理論的研究を行ってきた者や財政法や社会保障法をも一つの研究分野とする者を含んでいる。このような多様性を有するメンバーの共同作業により、研究の幅を広め深めることを目指した。

具体的には、一応の研究単位として、基礎理論を扱うグループ（土井・岸野）、統治機構改革を扱うグループ（毛利・曾我部）、財政・社会保障の問題を扱うグループ（尾形・片桐）の3グループを作り、グループ内では日常的に意見交換をしながら研究を進めた。さらに、年に2・3回程度の全体研究会を開催し、基本的に本共同研究のメンバーが研究状況を報告したうえで討論した。この研究会には、必要に応じて外部の研究者・有識者を招待し、関連するテーマについて報告してもらい、知見を広めることに役立てた。

また、特に統治機構改革について検討するには、同様の状況に置かれている他国の最新の取り組みについて知ることが不可欠である。このため、毛利が平成27年度にドイツに、28年度にオーストリアに、立法過程の調査に赴いた。両国において、実際に成立する法律の大部分を占める政府提出法案について、法案段階で政府内部の審査がどのようになされているのかを、実際の業務を担当する部署の方からじかに聞くことができた。これは、日本においてほとんど知られていない情報であり、日本の立法過程について考えるためにも大変有益であった。なお、これらの調査自体の報告として、後掲の雑誌論文、がある。

最終年度の平成30年3月には、メンバー以外の研究者にも呼びかけたうえで、毛利と片桐が報告者となって、研究の取りまとめを行う研究会を行った。

## 4. 研究成果

(1) 世代間正義について理論的に考察する際、なによりもジョン・ロールズが『正義論』で提唱した貯蓄原理について検討することが出発点となる。ロールズは、原初状態の当事者らが、各家系を代表しており、かつ先行する全世代が従ってきたと自分たちが望むような原理を採択すると想定するならば、「社会の進展の水準ごとにそれぞれ適切な貯蓄率（あるいは貯蓄率の幅）を割りあてるためのルール」としての貯蓄原理を正義にかなったかたちで採択するはずだとする。

ただ、ロールズは世代間正義を財の配分の問題の一環として、つまり財の世代間配分の原理としての貯蓄原理に集約して論じており、しかも、それはあくまでも正義の二原理が実現された社会を達成するために求められるものだと理解されていることには、注意

が必要である。つまり、ロールズにおいて世代間正義は、その正義の二原理の内容自体に修正を迫るものではなく、その実現の現実性を高めるために求められている。理論上は、貯蓄要請はいずれ「終局」を迎えることが予定されている。

本研究との関連では、むしろロールズが憲法上の基本権保障の意義を世代間正義の観点からも論じていた点が注目に値する。ロールズは、現在世代の人々が自分たちの利益のみを尊重し、後続世代の利益を考慮しないことは、民主主義に反するとはいえないと認める。しかし、国民の決定が後続世代に「修復不可能な損害」を引き起こしてしまうことはありうる。ロールズはそのような場合には、「損害をこうむる当事者たち、すなわち将来世代が不在であること」も考慮に入れれば、「市民的不服従や良心的拒否」といった抵抗運動が正当化されるとする。

ロールズ正義論の一つの重要な主張である市民的不服従論が、ここで不在の将来世代との関係で登場していることは、世代間正義と憲法上の自由権保障との関係を考える際に興味深い視点を提供するであろう。我々は、民主主義を「不完全な手続き上の正義」として受け入れている。つまり、民主的決定は、多くの場合において正しい決定を生むのである。が、常に正しく決定するとは限らない。この緊張関係は、結局のところ、将来世代に修復不可能な不利益を与える決定をなす現在の国民に、自分たちのなしていることがいかに不正義なのかを自覚させることによって、可能な限りで解消するしかない。将来世代が不在だからこそ、その利益を代弁しようとする人々の主張に耳を傾ける必要性は増すのである。

このロールズの指摘は、従来のロールズ研究では軽視されてきたが、世代間正義の観点から重大な問題となりうる環境政策などの場面での抗議行動の法的評価についても影響を与えうる、注目すべき指摘であるといえる。むしろ本研究の視点からこそ、このようなロールズの指摘の意義が確認できるのである。

(2) 統治機構の公式な改革なしに、憲法解釈によって、将来世代への配慮を法的拘束として読み込むことができるだろうか。ドイツでは、法律に求められる一般性に「時間における一般性」という要素を加えることで、この課題を果たそうとする主張が有力な研究者から提起されており、注目できる。

その論者グレゴール・キルヒホフによれば、法律は、持続的に効力をもつものと想定されてきた。効力が一時的な法律は、適用事例に限られることになり、一般的とはいえない。法律は持続的に妥当することにより、法への信頼を基礎づける。また、法の持続性は、時間の中における法の下での平等を確保するためにも必要である。したがって、長期的に妥当することを目指していない法律は、時間

における一般性に違反している。権力分立の観点からも、立法者は持続的な規律を行い、行政は現在を扱い、司法は過去について判断するという分担がなされるべきである。

キルヒホフは、基本法の諸原理、諸条文の検討の結果として、「基本法は法律の理念、その一般性と結びついている」とするが、しかしこの結びつきの背景には様々の考慮があるのであって、基本法が求める一般性を単純に定式化することはできないとする。「一般的法律という理念には、多層的で多様な意味が含まれている」。そして彼は、基本法の一般性要請を、その強さによって三段階に区分する。まず、「法律の一般性の基本的中核的要求」は裁判によって実現を求めることができる。これに対し、立法者を拘束する憲法要請ではあるが、裁判による実現を求めることはできない種類の一般性要求もある。さらに、それよりも法的拘束力の弱い、憲法上の賢慮のルールとしての一般性要求もある。

キルヒホフは、国家債務の増大により、現在世代が未来の資源を先取りし、将来世代の負担が増していることに、時間における一般性との関係で大きな問題があるとする。しかし、この場面での時間における一般性は、裁判での実現が可能な基準とはいえない。では、この場面で時間における一般性要求は上記の にあたるのか、それとも にとどまるのか。この点がキルヒホフの叙述ではあいまいである。

このようなキルヒホフの主張については、まず、法律の一般性概念に時間軸における一般性を含めることの是非が問題となろう。一般的にいて、現在の人々の利益だけではなく将来のことも考えた政策が望ましいというのは、そのとおりであろう。しかし、民主主義における支配は「期限つき」であり、法律が効力を有するの当然改正されるまでという条件つきのものである。民主政における決定は常に暫定性を有しないとイケない。そうでなければ、まさに将来世代の自由を奪うことになってしまう。だとすれば、人的一般性や対象における一般性と同じレベルでの憲法上の要請として、時間における一般性が求められているといえるかどうかは、非常に疑わしい。定着した法律の改正や、最初から暫定的な効力のみを有するとされる時限立法が、本来的に憲法上疑わしいということになる理論には、従えないものを感じる。

上記したとおり、キルヒホフは、一般性要求の憲法上の拘束力に差をつけることによって、極端な帰結を避けようとしている。しかし、時間における一般性要求が、それだけで の裁判で実現可能な基準を提供する場面は想定しがたい。 は立法者を法的に拘束するとはいうが、その拘束力は政策形成の中で働くのであって、しかも裁判統制にかからないのであるから、 との区別が困難である。キルヒホフ自身がこの区別を厳密に扱って

いないことも、上記したとおりである。だとすれば、時間の中での一般性と言えるのは、立法にあたっては長期的視野をもつべきであるという程度の「賢慮のルール」にとどまるのではないか。そして、法的拘束力の極めて弱いこのルールを、憲法が求める法律の一般性要求の内容であるということの意義は、非常に乏しいであろう。

こうして、将来世代への配慮を法的に民主政過程の外部から強制することは、その要請が特定性を大きく欠くために困難である。だとすれば、世代間正義の観点からは、その民主政過程において将来世代への配慮ができるだけ働くような仕組みを取り入れることが求められるといえよう。これもドイツの有力な公法学者ヴォルフガング・カールらは、持続可能な発展という考慮がより立法過程で反映されるために、直接民主政を取り入れるべきだという、注目すべき提唱を行っている。

カールらは、議会制には政治の視野が短期的となるという欠陥が必然的に伴うと考える。選挙によって短期間で責任を問われる政治家が、長期的影響のありうる決定を行うという緊張が、議会制には内在している。ドイツでは連邦レベルで純粋な代表民主政がとられており、権力が政党や一部の団体に独占されている。これが、国民の政治参加意欲を低める効果をもっており、ますます政治が自己利益を優先する政治家のものとなる。その克服のためには「政党間の競争ではなく、政党に対する理念の競争」が必要であり、そのために「市民社会の参加の強化」が求められているという。

カールらは、市民参加の強化のために直接民主政を導入すべきだと主張する。一般国民がどうして近視眼的ではないといえるのか、という批判はありえる。しかし、国民の意識は、自分たちが実効的影響力をもっていると自覚すれば、変化しうる。国民は直接参加の機会を与えられれば、「自分たちの利益を超え、子どもや孫たちの利益を考慮に入れる」ことが、各国での経験から示されている。カールらは、もちろん制度づくりに慎重さは必要だが、政策の持続可能性を高めるために、直接民主政の導入を考えるべきだということである。

カールらの主眼は、議会制には政党が常に選挙を意識して近視眼的な人気取りに走るを得ないという必然的欠陥があり、その矯正のために国民に直接参加の途を開くべきだということにある。国民自身に実効的権力行使の機会を与えれば、その行使にあたって国民は長期的利益を考慮する能力を発揮するはずだとされる。代表民主政は国民の潜在的能力を発揮させない体制なのであり、共同体の長期的利益を十分に考慮した政策が採用されるためには、その能力が現実化されるよう制度改革が必要なのだということになる。

国民に政治的影響力行使の機会が些少しか与えられないのであれば、人々が政治的話題について議論に参加するインセンティブはごく低いままであり、結果としてその意見が反省性を欠くものとなりがちだという点は、一般論としては同意できることである。国民は政治的課題に直面したとき、初めから適切な意見を有せるわけではない。個人と共同体の意見は双方とも、議論の中で練り上げられ、合理性を高められる。民意の反省性を高めるには、この議論に参加するインセンティブを高めることが必要だというのは首肯できる主張である。

しかし、そのために直接民主政の採用が適切といえるのかについては、疑問を提起することができよう。オリバー・レプシウスは、議会の認知能力を高く評価する立場から、カールらの議会制批判に反批判を加えている。議会制の長所の一つに、それが立法者と法への服従者とを明確に分け、法律制定後も後者の判断の自由を確保し、後者による前者に対するコントロールを常に可能とすることがある。国民による直接の決定は誰のコントロールにも服さず、つまり正当化を必要としない。レプシウスはさらに、社会問題について長期的な予測は非常に困難であり、重要なのは、政治的決定がいつでも修正できることであると。議会による決定は、選挙によって一定の期間ごとに見直しの対象になる。しかし、国民による決定に対してはコントロールが働かないため、状況の変化への対応策を組み込むことができない。だとすると、これは持続可能性の理念には反することになる。

レプシウスは、そもそも何が共同体の長期的利益になるかについて、現在世代の人間が確定的に判断する能力はもっていないという出発点をとる。たしかに、カールらが、直接民主政が将来世代の利益をよりよく考慮したと評価する事例も、本当にそう評価できるのかどうか確かとはいえない。自然環境を守り、国家債務を減らすことが、常に将来世代のためになるといえるだろうか。レプシウスは、むしろ政治的決定がコントロールに服するかたちで正当化を必要とし、それが状況の変化によって減少した場合には修正に服するというメカニズムが確保されていることこそ、重要だと考える。直接民主政は、国民による決定を時宜に応じて修正するメカニズムをもたず、むしろ一度下された決定は修正しえないものとして妥当しつづける。レプシウスは、その背後には社会状況が変化しないという前提があるが、これはまさに時間の問題を無視する態度であるとし、その長期的視野からの決定としての適性を否定するのである。

国民投票による決定は、秘密投票の積み重ねであるから、当然ながら結果について理由を示さない。にもかかわらず、それは国民の意思として高い正当性を有する。だとすると、「とにかく国民が決めたことだ」という

ことで、決定後、状況の変化に応じた適切な修正をはねつけることにつながる危険が、たしかにあるのではないか。国民の政治的反省能力は、投票結果というよりも、議論の過程において現れるはずである。国民投票に、永続的な議論の機会をむしろ摘んでしまう危険が大きいのだとしたら、それが将来世代により配慮する政策決定手続だとは、いえないであろう。

(3)とはいえ、一般論としていえば、民主政過程によって正しい決定ができない可能性が高いとされる分野については、立法者の権限を憲法でしばっておくというのは、むしろ当然ともいえる発想であろう。今日、後世のための貯蓄どころか、公債の大量発行というかたちで将来世代の富を先食いしているとすらいえる財政状況の中で、財政赤字の上限を憲法に書き込むべきだという提唱がなされるのも、容易に理解できる。この点で、古くから財政赤字を制限する条項を有してきたことで知られるドイツ基本法の事例が、憲法によって現在世代の財政上の判断余地をしばるという方策の価値について考察する参考になる。

1969年の改正から2009年の改正まで効力を有していた基本法115条1項2文は、連邦の起債につき、以下のように定めていた。「起債による収入は、予算中に見積もられている投資のための支出の総額を超えてはならず、例外は経済全体の均衡を乱すことを防止するためにのみ許される」。

しかし、本条項は、景気低迷を克服するための例外も認めていた。ここでいう経済全体の均衡の乱れとは、例外として限定的に考えるならば、相当の景気低迷を意味すると解すべきであろう。しかし、そのときどきの政府は、景気減速に直面すれば、次の選挙での勝利を考えて常に景気対策を行う必要に迫られる。政治においては短期的視野が決定的なのである。どんな不況も、その中にいる人々にとっては大問題であり、景気対策を求める声を無視することはできない。こうして、実際にも経済全体の均衡の乱れは容易に認定されることになり、例外が原則と化していった。そして、連邦憲法裁判所も、この例外条項を「不確定憲法概念」を用いたものとして、政治部門によるその緩やかな解釈を是認した。

結局、同条項は債務の限定に失敗したと評価され、2009年の基本法改正でより詳細な規定にとって代わられることになる。

しかし、連邦憲法裁判所の解釈は、やむを得ないものであったというべきであろう。同裁判所は、その時々々の経済状況について判断するための十分な能力をもってはいない。また、予算についての決定権は議会制民主主義の最重要な要素の一つであり、財政に関する憲法条項についての議会の解釈権限は尊重せざるを得ない。予算の構成は政治的判断の集積ともいえるものであり、それに憲法裁判

所が介入することは、予期せぬ副作用を引き起こす危険がある。

確かに憲法遵守を政治部門に任せてしまうと、政治家には長期的視点から財政の健全性を維持することへの関心が高いとはいえない以上、憲法の債務上限規定が有名無実化する危険は高い。だが、裁判所が上記の限界にもかかわらず、将来世代の利益を代弁するかたちで民主的決定を覆すことから、別の問題が発生するだろう。当然ながら、裁判所は将来世代から委託を受けているわけでもなく、世代間正義の観点から権力間のバランスを動かす理由は存在しないからである。

ドイツでは、上記の基本法改正後、厳しい財政赤字限界規定が設けられたが、現在のところそれは遵守されている。とはいえ、これは近年ドイツの景気が好調であることによるところが大きい。今後の当該規定の実効性には引き続き注意が必要である。

(4)総じていえば、次のような結論になる。世代間正義が現在世代に何を要求するかを特定するのは、原理的にいって極めて困難である。だとすれば、ロールズにならい、民主的決定への原則的信頼を保ちつつ、将来世代への大きな影響が予想できる政策の決定プロセスにおいては特に慎重な検討を行うことが求められよう。これに対し、世代間正義をもちだして、法的拘束力をもって現在世代の立法者の判断権を狭めることには、この概念が要求する内容の不確定さからして、懐疑的にならざるを得ない。

(この項目で引用した文献の出典については、下記雑誌論文を参照のこと。なお、本研究成果欄の内容は、主に研究代表者が共同研究の成果として得た知見に基づいているが、他に、研究分担者が担当分野について公表する詳しい研究成果として、下記雑誌論文23も参照のこと。)

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 23 件)

Toru Mori, Redistribution by the State and Changes in Public Law in Japan, International Symposium on Roles of the State in the Non-Profit Transfers (<http://hdl.handle.net/2433/196204>), 87-96 (2015)、査読無

Toru Mori, Die Grenzen der Demokratie aus der Sicht der Generationengerechtigkeit, in: Martin Gebauer u.a. (Hrsg.), Alternde Gesellschaften im Recht, 2015, Mohr Siebeck, S. 73-82、査読無

毛利透「憲法的前提としての国家と憲法による国家統合」『憲法の基底と憲法論 高見勝利先生古稀記念』(2015年、信山社) 93-113頁、査読無

- Toru Mori, Die Rolle von Verfassungsrecht - bei Rawls, Habermas, und in Japan, Jahrbuch des öffentlichen Rechts, 64 (2016), S. 795-813、査読無
- 毛利透「内閣法制局と最高裁判所」法律時報 88 卷 12 号 (2016 年) 93 96 頁、査読無
- 毛利透「憲法の役割 ロールズ、ハーバース、日本」『憲法の発展 憲法の解釈・変遷・改正』(鈴木秀美ほか編、2017 年、信山社) 5 27 頁、査読無
- 毛利透「オーストリア連邦首相府憲法部による政府提出法案の審査」レファレンス 805 号 (2018 年) 3 12 頁、査読無
- 毛利透「議院内閣制と行政権」『日本国憲法の 70 年』(穴戸常寿・林知更編、2018 年、岩波書店) 221 230 頁、査読無
- 毛利透「世代間正義と民主主義」『初宿正典先生古稀記念論文集』2018 年近刊、成文堂、査読無
- 土井真一「法の支配」『日本国憲法の 70 年』(穴戸常寿・林知更編、2018 年、岩波書店) 28 39 頁、査読無
- 曾我部真裕「フランスにおける表現の自由の現在 「記憶の法律」をめぐる最近の状況を題材に」憲法問題 25 号 (2014 年) 75 86 頁、査読無
- 曾我部真裕「ヘイトスピーチと表現の自由」論究ジュリスト 14 号 (2015 年) 152 - 158 頁、査読無
- 曾我部真裕「司法の独立についての覚書」『日本国憲法の継承と発展』(全国憲法研究会編、2015 年、240-254 頁、査読無
- 尾形健「生存権保障の現況」論究ジュリスト 13 号 (2015 年) 86 92 頁、査読無
- 尾形健「生活保護老齢加算廃止違憲訴訟 京都事件上告審・福岡事件上告審判決」新・判例解説 Watch17 号 (2015 年) 19 22 頁、査読無
- 尾形健「権利保障と憲法的協働 - 政治部門・社会領域と司法院との「対話」をめくって」公法研究 78 号 (2016 年) 201 211 頁、査読無
- 尾形健「社会権 立憲主義と福祉国家」『法曹実務にとっての近代立憲主義』(2017 年、判例時報社) 201 216 頁、査読無
- 片桐直人「日本国憲法の下における中央銀行制度の位置づけとそのデザイン」論究ジュリスト 16 号 (2016 年) 140 148 頁、査読無
- 片桐直人「通貨政策と財政政策のあいだ」『自由の法理 阪本昌成先生古稀記念論文集』(2015 年、成文堂) 485 515 頁、査読無
- 片桐直人「財政・会計・予算」法律時報 88 卷 9 号 (2016 年) 4 13 頁、査読無
- 21 片桐直人「ドイツにおける政府提出法案の起草過程とその規律」『現代統治構造の動態と展望』(川崎政司・大沢秀介編、2016 年、尚学社) 186 208 頁、査読無
- 22 片桐直人「ドイツ・オーストリアの墓地埋葬と憲法」宗教法 36 号 (2017 年) 219 238 頁、査読無
- 23 片桐直人「公債発行と憲法 85 条 議論の手掛かりを求めて」『初宿正典先生古稀記念論文集』2018 年近刊、成文堂、査読無
- 〔学会発表〕(計 1 件)
- 尾形健「権利保障と憲法的協働 - 政治部門・社会領域と司法院との「対話」をめくって」日本公法学会 2015 年 10 月 18 日
- 〔図書〕(計 5 件)
- 毛利透『統治構造の憲法論』2014 年、岩波書店、375 頁
- 長谷部恭男・川岸令和・駒村圭吾・阪口正二郎・穴戸常寿・土井真一『注釈日本国憲法(2)』2017 年、有斐閣、538 頁
- 曾我部真裕・美平典(編)『古典で読む憲法』2016 年、有斐閣、348 頁(曾我部が第 2・7・20 章を執筆、岸野薫が第 13・15・19 章を執筆)
- 穴戸常寿・曾我部真裕・山本龍彦(編著)『憲法学のゆくえ』2016 年、日本評論社、532 頁
- 片桐直人・岡田順太、松尾陽(編著)『憲法のこれから』2017 年、日本評論社、243 頁
6. 研究組織
- (1) 研究代表者
- 毛利 透 (MORI, Toru)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：6 0 2 1 9 9 6 2
- (2) 研究分担者
- 土井真一 (DOI, Masakazu)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：7 0 2 4 3 0 0 3
- 曾我部真裕 (SOGABE, Masahiro)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：8 0 3 6 2 5 4 9
- 尾形 健 (OGATA, Takeshi)  
同志社大学・法学部・教授  
研究者番号：6 0 3 6 8 4 7 0
- 岸野 薫 (KISHINO, Kaoru)  
香川大学・法学部・准教授  
研究者番号：7 0 4 3 2 4 0 8
- 片桐直人 (KATAGIRI, Naoto)  
大阪大学・大学院高等司法研究科・准教授  
研究者番号：4 0 4 5 2 3 1 2